

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)	
地域名 (地域内農業集落名)	中央・本野地域 (中央・北諫早・本野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・市内中心部を流れる本明川流域に広がる水田地帯では、諫早大水害後に圃場整備がなされ、水稻を中心とした経営が行われている。中央北地区の畑地帯については露地野菜を中心として作付がなされている。

・高齢化が進んでいることが伺われる。

・今後、荒廃農地などが増加していくものと思われる。

・また、農地の集積・集約化において耕作者の人数が減少すると、農道・水路・溜池等の維持管理をする農家の数が減少し、各自の作業負担が増加することによって、小規模な農地の荒廃が進む傾向にある。

・中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金により、農地の保全や水路・農道の補修等を行っているが、役員等も高齢化し、役員のなり手がいないことなどにより、その対応が十分にできないところが出てきている。

・中山間地域では狭小な圃場が多く、日当たりが悪いなど耕作条件に恵まれていない。

・地区の全域において、農地中間管理制度が十分に認識されていない。

・イノシシなどの有害鳥獣被害が多発している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地区内各河川流域水田については、圃場整備済み地区を中心に農作業の受委託や機械の共同利用等中型機械を導入し、低コスト化を図る。中央北地区の畑については、野菜類を中心に農業機械の共同利用や高性能農業機械による省力化により畑としての利用を促進する。

近年、増加しているミニトマト、いちご等の施設園芸の作付面積の拡大についても推進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	437 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	437 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金対象組織の区域を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・中央地区(中央集落)の農地はほぼ全てが市街化区域内であるため、農業以外の土地利用(宅地化など)を検討していく。          ・中央地区(北諫早集落)について、農地中間管理制度の周知を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、中心経営体である認定農業者等の担い手へ農地を集約していく。          ・本野地区(集落)についても、農地中間管理制度の周知を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、中心経営体である認定農業者等の担い手へ農地を集約していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織を対象として、農地中間管理制度についての説明会を実施し、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>市内中心部を流れる本明川流域に広がる水田地帯では、大区画補助整備を推進し、かんがい排水事業及び土地改良総合整備事業の実施により水田の汎用化を推進している。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>集落営農組織の育成を図りながら、農地の集積を進めて行く。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>今後も協議の場において検討を継続する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。